

区 分 又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所
の新設 4. 従たる営業所
の廃止)

大臣
知事 コード

許 可 番 号

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する事項】

(主たる営業所)

右詰めで記入。左に余白がある場合は0を記入してください。

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

営 業 し
と す る

営業所とは、建設工事についての見積り、入札、契約の締結等請負契約に関する事務を常時継続して行う事務所をいいます。
→ 単に商業登記上の本店又は支店等で、建設工事に関する請負契約事務を行わない事務所等は該当しません。
→ 営業所に係る変更がない場合、第二面は不要です。
→ 工事現場に臨時に置かれる工事事務所、作業所等は対象外です。
→ 主たる営業所、従たる営業所には、それぞれの営業所に営業しようとする建設業の種類に応じて、常勤の営業所技術者等を配置することが必要です。

(従たる営業所)

フリガナ ミヤコノジョウシテン

従 たる 営 業 所 の 称